

TOPICS

「準トップレベル事業所」に認定されました

2011年5月26日付で石原都知事名にて通知があり、当社は「準トップレベル事業所」に認定されました。これは東京都環境確保条例に基づく「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」において、地球温暖化対策が特に優れている大規模事業所に対し評価されたものです。東京都内の約1,000の第一区分事業所よりトップレベル事業所として15件、準トップレベル事業所として31件が選ばれ、31件の中の1件になることが出来ました。

今後も、環境負荷低減に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。

※ 第一区分事業所：オフィスビル、官公庁庁舎、商業施設、教育施設、医療施設、地域冷暖房施設等

| 優良特定地球温暖化対策事業所認定通知書 | | | | | |
|--|---|--------------|-----------|------------------|------------------------------|
| 池袋地域冷暖房株式会社 代表取締役社長 鈴木 誠一郎 宛 東京都知事 石原 徹太郎 | | | | | |
| 平成23年5月26日付 通知第126号 平成23年5月26日 | | | | | |
| <p>平成22年12月28日付で申請のあった貴事業所の地球温暖化対策の取組の程度が特に優れた事業所の基準への適合及び削減義務率の減少について、都民の健康と安全を確保する観点に関する条例第5条の1第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。</p> | | | | | |
| 事業所の名称 | 池袋地域冷暖房株式会社 | | | | |
| 事業所の所在地 | 東京都豊島区池袋三丁目1番1号 | | | | |
| 指 定 番 号 | 0374 | | | | |
| 基準への適合及び削減義務率の減少の決定 | <p>① 地球温暖化対策の取組の程度が特に優れた事業所の基準に適合することを認め、次のとおり削減義務率を減少する。</p> <table border="1"> <tr> <td>削減義務率を減少する期間</td> <td>減少後の削減義務率</td> </tr> <tr> <td>平成22年度から平成26年度まで</td> <td>基準排出量決定通知書により通知される削減義務率の4分の3</td> </tr> </table> <p>② 地球温暖化対策の取組の程度が特に優れた事業所の基準に適合する認められないので、削減義務率を発生しない。</p> | 削減義務率を減少する期間 | 減少後の削減義務率 | 平成22年度から平成26年度まで | 基準排出量決定通知書により通知される削減義務率の4分の3 |
| 削減義務率を減少する期間 | 減少後の削減義務率 | | | | |
| 平成22年度から平成26年度まで | 基準排出量決定通知書により通知される削減義務率の4分の3 | | | | |
| 備 考 | | | | | |

